岡山県小児死亡事例に対する死亡時画像診断(Ai)に係る撮影経費支弁要綱 新旧対照表

改正前
(趣 旨) (略)
(支弁の対象) (略)
(参加登録の報告) (略)
(撮影の報告) (略)
(支払)(略)
(支弁額) 第6条 支弁額は1件当たり、 <mark>21,600円</mark> (消費税額及び地方消費税 の額を含む。)とする。
(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定 める。
附 則 1 この要綱は、平成27年度から適用する